

資料 1

令和 7 年度空き家対策推進業務

企画コンペ実施要領

令 和 7 年 5 月

岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度空き家対策推進業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務名

令和7年度空き家対策推進業務

(2) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年2月27日(金)まで

(3) 募集する企画提案の内容

資料2「令和7年度空き家対策推進業務」のとおり

(4) 見積限度額

852,500円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加者の資格要件

参加者は、以下の要件を全て満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 参加意思確認書の提出の日から契約予定人を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 岩手県県税条例（昭和29年条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (6) 空き家に関する利活用及び住民からのニーズ等に対して幅広い知識を有し、下記3の仕様書に記載する業務内容を確実に実施できる者であること。
- (7) 過去に、県内における空き家に関する業務について、受託者として適正に執行した実

績を有し、かつ、当該業務の適正な執行に必要な組織体制を有していること。

- (8) 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、機材等について十分な管理能力を有していること。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当課

岩手県 県土整備部 建築住宅課

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号（県庁8階）

電話：019-629-5937 / F A X：019-651-4160

電子メールアドレス：AG0009@pref.iwate.jp

(2) 関係資料の交付

企画提案手続き等に関する要領等については、以下のとおりとする。

- ・ 資料1：企画コンペ実施要領（本書）
- ・ 資料2：業務仕様書
- ・ 資料3：企画提案審査要領

(3) 募集要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合は、以下により受け付ける。

ア 受付期間 令和7年6月10日（火）午後5時まで

イ 受付場所 3（1）に同じ

ウ 提出方法 **【様式1-1】「募集要領等に関する質問票」**に簡潔に記入の上、原則、電子メール又はF A Xにより提出すること。

エ 回答方法及び期日 全ての質問事項と回答事項をとりまとめて、令和7年6月12日（木）までに県HPに掲載する。

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を3（1）まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

- ・ **【様式1-2】参加資格確認申請書**
- ・ **【様式1-3】会社概要及び過去に行った県内における空き家に関する業務等実績**

イ 提出期限 令和7年6月16日（月）午後5時まで

ウ 提出方法

（ア）持参または郵送により提出すること。

（イ）持参の場合は、提出期限までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

（ウ）郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(エ) 提出期限までに提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、企画提案に参加することができないものとする。

(オ) 資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

エ 参加資格の確認結果 令和7年6月19日(木)までに結果を通知する。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」で定める書面審査の実施日までに参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は岩手県知事に対し、書面(様式任意)によりその理由の説明を求められることができる。

(ア) 提出期限 令和7年6月23日(月)午後5時まで

(イ) 提出場所 3(1)に同じ

(ウ) 提出方法 持参による

(エ) 回答方法 県は説明を求められたときは、令和7年6月26日(木)までに説明を求めた者に対し郵送により書面でその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

ア 企画提案申請書類

- ・ 【様式2-1】企画提案応募書
- ・ 【様式2-2】企画提案書
- ・ 【様式2-3】事業に関わるスタッフ一覧表
- ・ 【様式2-4】積算内訳書

イ 提出部数 8部

ウ 提出期限 令和7年6月27日(金)午後5時まで

エ 提出先 3(1)に同じ

オ 提出方法

(ア) 持参または郵送により提出すること。

(イ) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。

(ウ) 郵送の場合は封筒の表に企画提案書在中の旨を朱書きで記載し、配達証明付書留郵便にて期日までに提出すること。

カ その他

(ア) 参加者1者につき1提案とし、提案に係る費用の額は、「1(4) 見積限度額」に定める額を超えないものとする。

(イ) 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

(8) 企画提案の無効

参加申請書類に虚偽の記載が判明した者の企画提案及び以下のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された提案
- イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

(9) 企画提案への不参加

ア 参加資格確認の結果、参加資格を有すると認められた者が「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」で定める企画提案選考委員会に参加しない場合は、令和7年6月25日（水）午後5時までに、以下を3（1）あて持参又は郵送により提出しなければならない。

- ・ 【様式1-4】企画提案参加辞退届

イ 上記アにより企画提案に参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行うものとする。

なお、企画提案書等の内容が、「1（4）見積限度額」を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日

令和7年7月8日（火）

イ 場所（予定）

盛岡市内

※ 場所の詳細は、別途参加者あて通知する。

(3) 選考結果の通知

ア 県は、企画提案審査会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しないときは、時点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

- (1) 「4 (3) 選考結果の通知」で選定された者は、岩手県との間で業務委託契約を締結し、事業を実施する。
- (2) 契約保証金は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。
- (3) 企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。
- (4) 県は、本契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）」、「情報公開条例（平成10年12月11日条例第49号）」等に基づき、必要事項を公表する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、企画提案の前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

- (1) 応募に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- (3) 提出書類は返却しないものとする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。